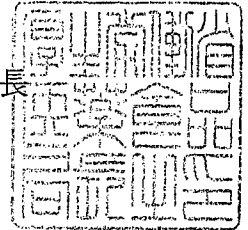


薬食発第1022001号

平成16年10月22日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

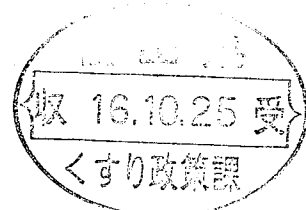


「薬事法第59条第6号及び第61条第4号の規定に基づき成分の名称を記載しなければならないものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品及び化粧品の成分」の一部改正について

平成16年10月22日厚生労働省告示第379号により「薬事法第59条第6号及び第61条第4号の規定に基づき成分の名称を記載しなければならないものとして厚生労働大臣の指定する医薬部外品及び化粧品の成分（平成12年厚生省告示第332号）」の一部改正が別添のとおり告示され、同日適用されることとなったので、下記について御了知の上、関係方面に周知徹底方よろしくお取り計らい願いたい。

記

今回の改正は、新医薬部外品成分であるアミドフルメトを含有する品目の承認に当たり、薬事法の規定に基づき、当該成分について、名称を記載しなければならない医薬部外品の成分として指定するものであること。



11232

○厚生労働省告示第三百七十九号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第五十九条第六号の規定に基づき、薬事法第五十九条第六号及び第六十一条第四号の規定に基づき名称を記載しなければならないものとして厚生労働大臣の指定する医薬部外品及び化粧品の成分（平成十二年厚生省告示第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

平成十六年十月二十二日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

医薬部外品の成分の部人体に直接使用されないものの項中第三十九号を第四十号とし、第一号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 アミドフルメト